

平成 30 年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針

公立大学法人島根県立大学

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 適用範囲

この方針は、公立大学法人島根県立大学(以下「法人」という。)の全ての組織における物品等の調達に適用する。

3 対象とする施設等

この方針は、法第 2 条第 4 項の障害者就労施設等（以下「施設等」という。）を対象とする。

4 調達を推進する物品等及びその調達の目標

平成 30 年度に法人が調達を推進する施設等が供給する物品等及びその調達の目標は、次のとおりとする。

物品等の種別	物品等の品目	調達目標額
物品	啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食料品、弁当、飲料その他施設等が供給することが可能な物品	2, 0 0 0 千円
役務	印刷、クリーニング、清掃、情報処理その他施設等が供給することが可能な役務	

5 調達の推進方法

施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮するとともに、随意契約による調達を行う場合には、施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2) 施設等からの物品等の調達を円滑に進めるため、島根県及び島根県が施設等の共同受注窓口として設置する島根県障がい者就労事業振興センターを通じ、施設等及びその供給可能な物品等に係る情報の収集を行うとともに、施設等に対する法人の物品等の発注に係る情報の提供の推進に努める。
- (3) 施設等から物品等を調達するときは、その履行期限の設定等について適切な配慮に努める。

6 調達実績の公表

法第 9 条第 5 項の規定による公表は、事業年度終了後に、法人ホームページ等において行う。